

令和5年8月28日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 近畿日本ツーリスト株式会社
業者の住所 : 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
- 指名停止措置期間 : 令和5年8月28日から令和5年9月27日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
近畿日本ツーリスト(株)静岡支店の使用人が、新型コロナワクチン接種業務のコールセンター事業で、焼津市と掛川市に業務費を水増し請求し委託費を過大に詐取したとして、令和5年7月18日、大阪府警に詐欺の容疑で逮捕されたものである。
- 指名停止措置理由
有資格業者である近畿日本ツーリスト(株)の使用人が詐欺の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	早川 保弘	電話番号 (052) 953-8138
	課長補佐	岡崎 友紀	